

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成17年6月

広島市 環境局

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 広島市のごみ処理の現状と循環型社会への転換	
1 広島市のごみの現状	
(1) ごみ排出量の推移	3
(2) 平成15年度(2003年度)の排出量、処理実績	5
(3) 平成16年度(2004年度)のごみ処理の流れ	6
(4) ごみ処理の現状と課題	
① 焼却処理	7
② 資源化(リサイクル)	8
③ 埋立処分	9
2 循環型社会への転換	10
第3章 計画の期間と減量目標	
1 計画期間	11
2 減量目標	11
3 ごみの減量目標によるごみ排出量等の見通し	
(1) 平成16年度(2004年度)～平成20年度(2008年度)のごみ排出量等の 見通し	14
(2) 平成21年度(2009年度)以降のごみ排出量等の見通し	14
第4章 循環型社会を構築するための行動計画	
1 基本理念：ゼロエミッションシティの実現を目指す都市	15
2 基本理念を目指す将来像	17

3 施策の方向

(1) ごみを生み出さない社会システムの構築を目指す都市

- ① 情報の共有によるライフスタイル・ビジネススタイルの転換 1 8
- ② 市民、事業者、行政の協力によるごみの減量の推進 2 0
- ③ 市民、事業者の自主的な活動の支援 2 2

(2) ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減する都市

- ① ごみ排出、収集システム等の再構築 2 3
- ② リサイクルの推進 2 4
- ③ 中間処理施設の管理と整備 2 6
- ④ 最終処分場の管理と整備 2 7
- ⑤ ごみ処理コスト負担の適正化 2 8

(3) 美しく快適に暮らせる都市 2 9

4 施策体系 3 0

第5章 長期計画によるごみ処理

- 1 焼却施設の配置計画..... 3 1
- 2 最終処分場の整備計画..... 3 3

(参 考)

- ごみ処理施設一覧 3 4

※ 佐伯区の湯来町及び杉並台の区域からの一般廃棄物は、山県郡西部衛生組合において共同処理していることから、本計画の対象区域には含まれない。

第1章 計画策定の趣旨

本市は、昭和40年代(1965年～)後半からの急増したごみに対し、処理施設の能力が追いつかない状況を解決するため、昭和50年(1975年)7月に「ごみ非常事態宣言」を発しました。この時、ごみ処理を市政の最重要課題の一つに位置付け、市民と行政の協力により当時まだ全国でも類のない5種類分別収集を昭和51年(1976年)6月から実施し、ごみの減量、資源化に努めてきました。

その結果、ごみの分別収集は今や当然のこととして市民に定着し、市民一人当たりのごみ排出量は政令指定都市の中でも非常に少ない数値になるなど、ごみの減量、資源化に大きな成果をあげてきました。

しかし、社会経済情勢が著しく変化する中で、プラスチックごみや事業ごみの増加、さらには、市町村が適正に処理することが困難な、複合素材からなる廃棄物や有害物質を含む廃棄物の増加など、ごみ質の多様化とごみ排出量の増加が進み、併せて最終処分場(埋立地)のひっ迫、焼却施設からのダイオキシン類の発生など、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確保に影響を与えることが懸念される状況が生じてきました。

こうした状況により本市は、平成9年(1997年)10月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、さらに、平成12年(2000年)8月に、大型ごみの有料化や廃プラスチックのリサイクルなどを内容とする「今後の廃棄物処理の方針」を策定しました。

本市はこれらの計画により各種施策の展開に鋭意取り組んできましたが、生産、消費の拡大やライフスタイルの多様化とともにごみの排出量は年々増加し続け、ごみ処理に要する経費も増加しています。

本市におけるごみ処理経費(新規施設整備費を除いた経常的な経費)は平成5年度(1993年度)は年間約112億円でしたが、平成15年度(2003年度)には年間約126億円となっています。

こうした状況に対応するためには、従来のようにごみ排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくするという考え方、すなわちゼロエミッションシティへと大きく転換することが重要な課題となっています。

このため平成9年(1997年)に策定した「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」

を抜本的に見直し、「ゼロエミッションシティの実現を目指す都市」という観点からごみの発生を抑制し、ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減させるための総合的な方針を示し、21世紀における広島市の都市環境の向上を目指すため、本計画を策定することにしました。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき策定するものであり、市民、事業者、行政が一体となって国際平和文化都市にふさわしい環境と共生する都市の創造を目的としているため、行政のみならず市民や事業者が取り組むべき内容についても、施策の計画として組み入れています。

第2章 広島市のごみ処理の現状と循環型社会への転換

1 広島市のごみの現状

(1) ごみ排出量の推移

昭和50年(1975年)に「ごみ非常事態宣言」を発し、翌年から全国に先駆けて5種類分別収集を実施するなど、市民の協力のもとにごみの減量を推進した結果、昭和50年代(1975年～)の年間排出量は30万t前後で推移していました。

しかし、昭和60年代(1985年～)から再び急増傾向に転じ、平成5年度(1993年度)には40万tを突破しました。

その後、平成10年度(1998年度)には43.9万tに、平成11年度(1999年度)には、平成10年(1998年)12月からのダイオキシン類対策の実施による小型焼却炉の廃止の影響などから市の処理施設への搬入量が増加し46.3万tに、平成12年度(2000年度)には、大型ごみ有料化前の駆け込み排出などにより49.0万tになりました。

その後も多少の増減はあるものの、ごみは大量に排出されそれを処理する状態が続いています。

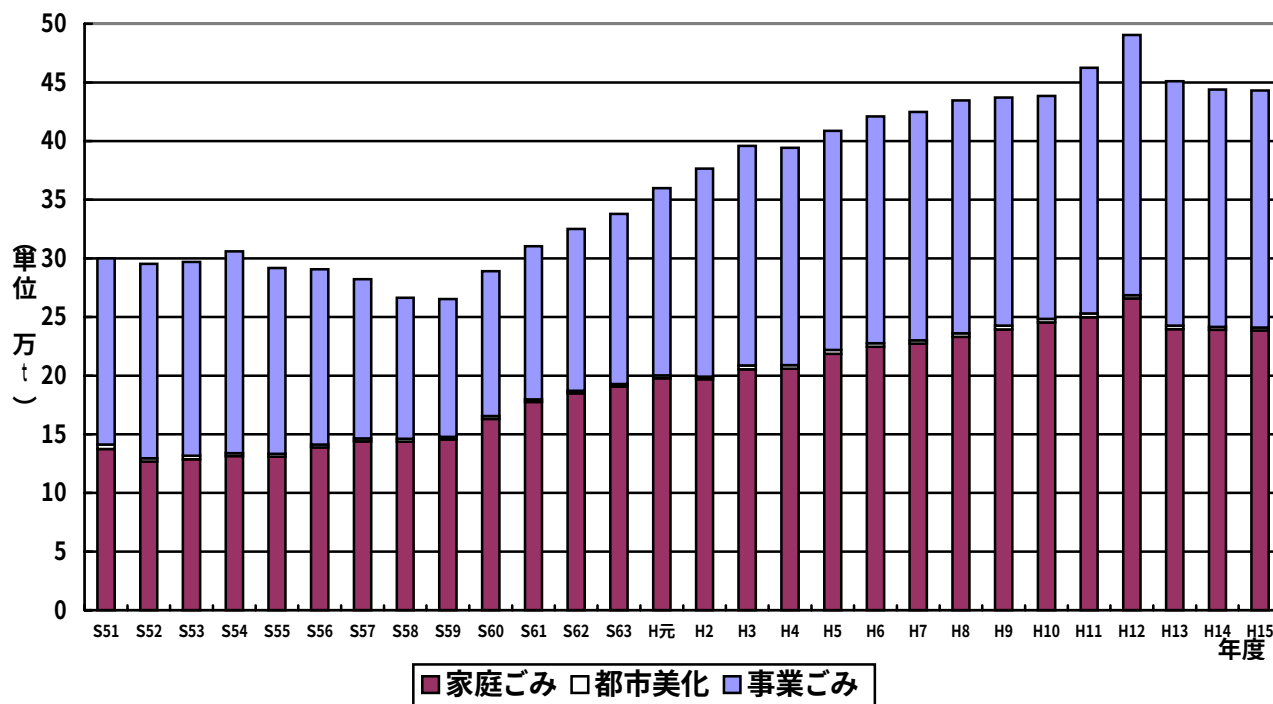


図1 ごみ排出量の推移

(参考) 施策等の状況

- 昭和 50 年(1975 年) 7 月 ごみ非常事態宣言(昭和 58 年(1983 年)解除)
- 昭和 51 年(1976 年) 6 月 5 種類分別収集開始
- 昭和 55 年(1980 年) 4 月 政令指定都市移行
- 昭和 58 年(1983 年) 3 月 安佐南工場稼働
- 昭和 60 年(1985 年) 3 月 佐伯郡五日市町を広島市へ編入
- 昭和 63 年(1988 年) 6 月 南工場稼働
- 平成 2 年(1990 年) 4 月 玖谷埋立地搬入開始、安佐北工場稼働、北部資源選別センター稼働
- 8 月 安芸不燃減容センター稼働
- 平成 3 年(1991 年) 9 月 台風 19 号災害
- 平成 4 年(1992 年) 4 月 安佐南工場大型ごみ破碎処理施設稼働
- 平成 8 年(1996 年) 1 月 ひろしまシェイプアッププラン'95 策定
- 平成 9 年(1997 年) 1 月 西部リサイクルプラザの選別ライン稼働
- 平成 10 年(1998 年) 4 月 ペットボトルのモデル収集開始(佐伯区)
- 12 月 大気汚染防止法によるダイオキシン類対策開始
- 平成 11 年(1999 年) 4 月 植木せん定枝リサイクルセンター稼働(せん定枝のリサイクル開始)
- 6 月 6.29 豪雨災害
- 平成 12 年(2000 年) 1 月 ダイオキシン類対策特別措置法施行
- 平成 13 年(2001 年) 3 月 芸予地震
- 4 月 大型ごみ有料収集開始、6 種類分別収集開始(ペットボトル全市収集開始)、玖谷埋立地事業系ごみ搬入規制開始
- 平成 14 年(2002 年) 11 月 ダイオキシン類対策特別措置法経過措置終了
- 平成 16 年(2004 年) 3 月 安芸不燃減容センター稼働停止
- 4 月 新中工場稼働、8 種類分別収集開始(容器包装プラスチックのリサイクル)
- 7 月 ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110 万人のごみゼロ宣言～策定

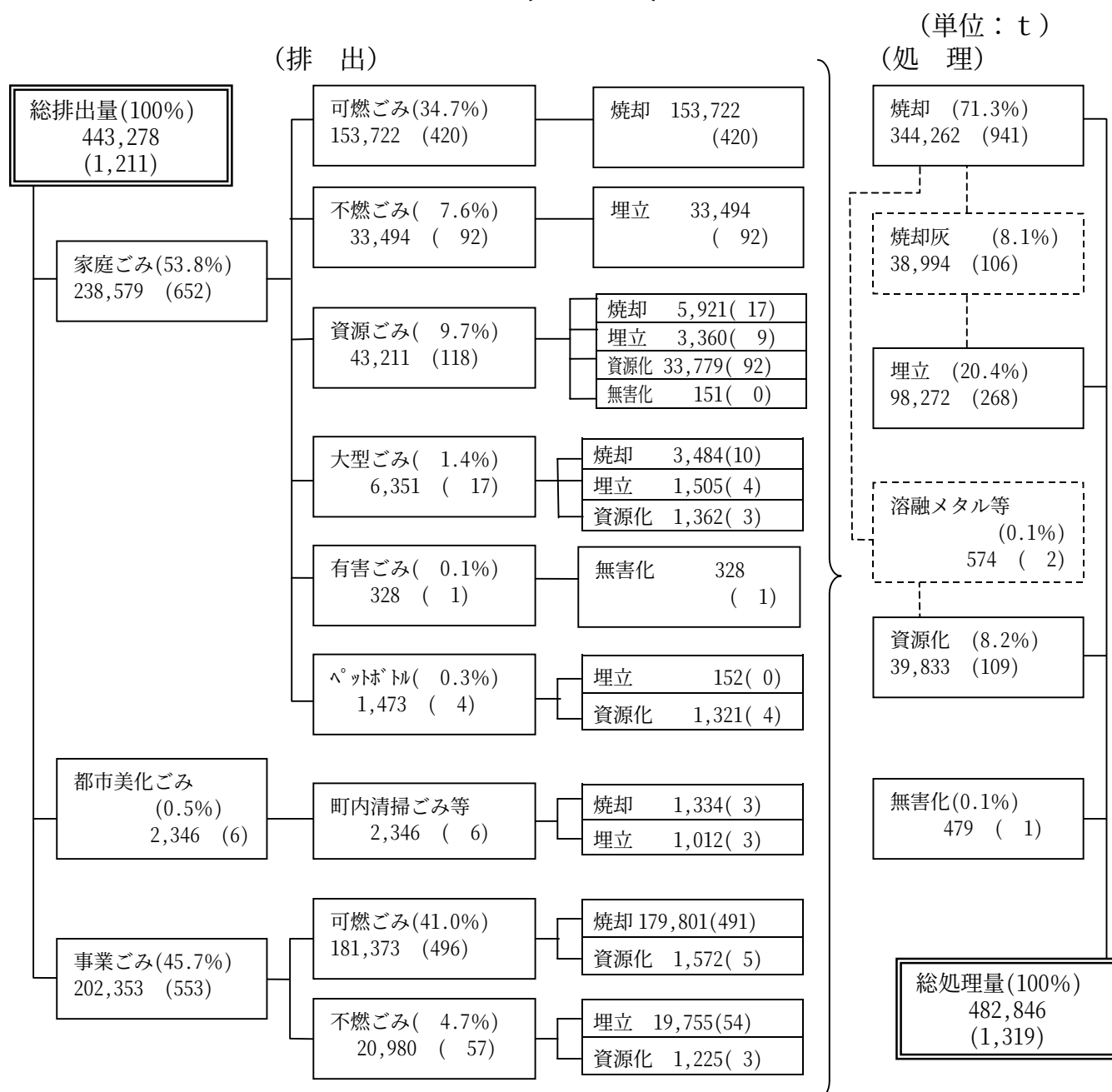
(2) 平成 15 年度(2003 年度)の排出量、処理実績

図 2 に平成 15 年度(2003 年度)の排出量、処理実績を示します。

総排出量は、年間 443,278 t、日量 1,211 t (366 日/年)で、一人 1 日当たり排出量は、1,064 g となっています。

処理計画区域	処理人口	処理世帯
全市域	1,138,593 人	484,608 世帯

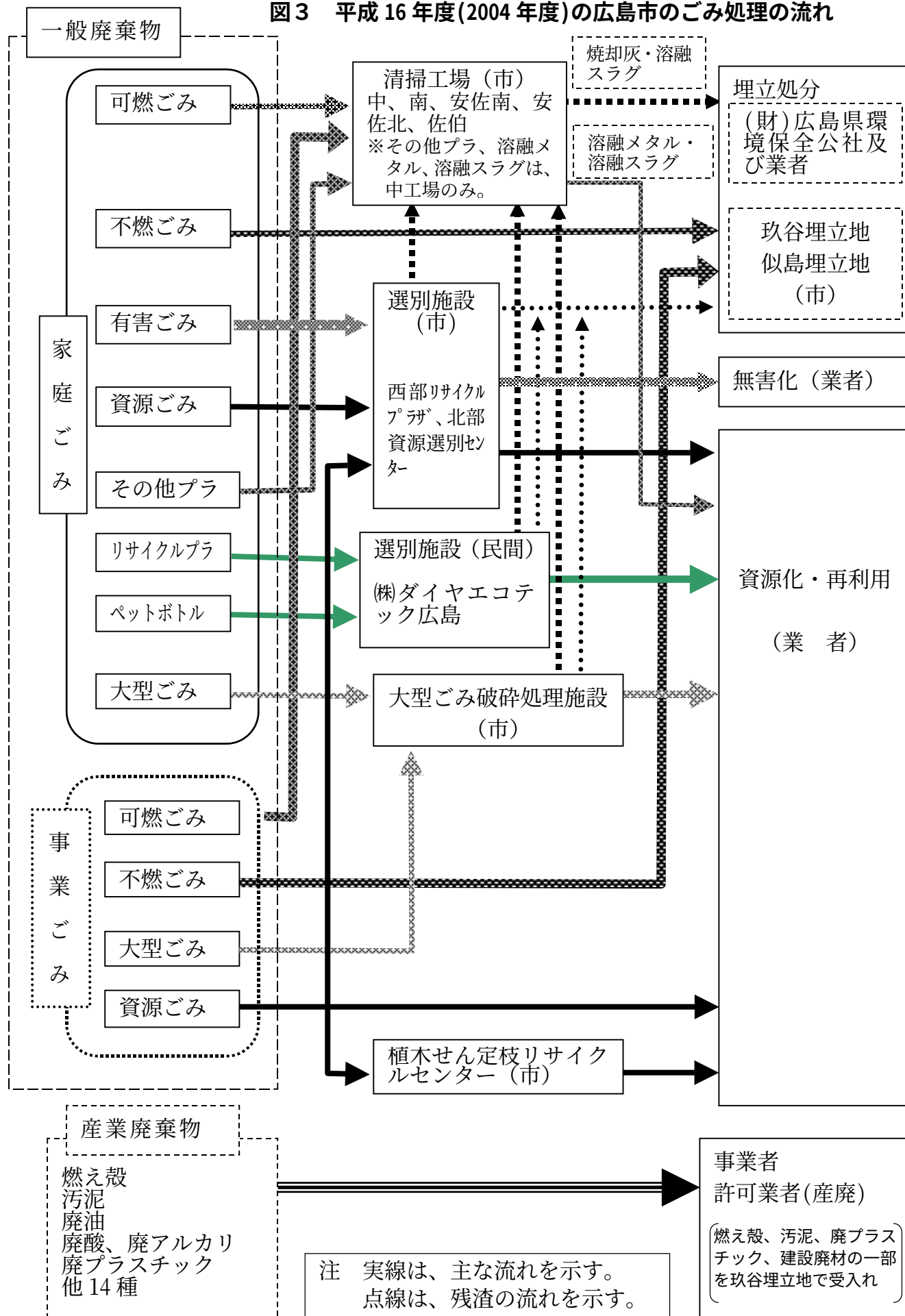
図 2 平成 15 年度(2003 年度)排出量、処理実績



注 1 人口及び世帯数は、平成 15 年(2003 年)9 月 30 日現在の数字である。
 2 ()内は、366 日の平均である。
 3 埋立量には、焼却灰 38,994 t を含む。
 4 資源化量には、溶融メタル等 574 t を含む。

(3) 平成 16 年度(2004 年度)のごみ処理の流れ

図3 平成 16 年度(2004 年度)の広島市のごみ処理の流れ



(4) ごみ処理の現状と課題

① 焼却処理

ア 現状

広島市では、「可燃ごみ」と家庭からの「その他プラ」を焼却処理しており、「可燃ごみ」は全工場で、「その他プラ」は中工場で焼却処理を行っています。各施設の処理能力等の状況は、表1のとおりです。

平成15年度(2003年度)までの1日当たり平均焼却量は実処理能力を超え、非常に厳しい処理状況が続いていましたが、平成16年度(2004年度)の中工場の建替整備により実処理能力は1,056tとなり、現在の1日当たり平均焼却量は実処理能力の範囲内となっています。

表1 焼却施設の処理能力等の状況

施設名	処理能力		稼働時期	稼働期間
	公称処理能力	実処理能力		
中工場	600 t	442 t	平成16年(2004年)	1年
安佐北工場	200 t	147 t	平成2年(1990年)	15年
南工場	300 t	221 t	昭和63年(1988年)	17年
安佐南工場	200 t	147 t	昭和58年(1983年)	22年
佐伯工場	135 t	99 t		
	当初分	45 t	昭和56年(1981年)	24年
	追加分	90 t	昭和59年(1984年)	21年
合計	1,435 t	1,056 t		

※ 実処理能力＝(公称処理能力)×280/365(年間稼働日数割合)×0.96(平均稼働率)
＝(公称処理能力)×73.6%

イ 課題

焼却施設の耐用年数は一般的に25年程度といわれており、安佐南工場及び佐伯工場は更新時期を迎えています。さらに約10年後には、安佐北工場及び南工場も更新時期を迎えます。

また、平成15年度(2003年度)に実施した可燃ごみの組成分析調査では、家庭系可燃ごみの中に減量可能な食品類が約18%、資源として有効利用できる紙類が約12%、事業系可燃ごみの中に減量可能な紙類*が約30%、食品類が約14%含まれていました。

※ 事業ごみのうち、資源化可能なものは、市を経由しないで直接資源化されるため、減量可能な物となります。

② 資源化（リサイクル）

ア 現状

㊦ 紙類、ビン、缶、布類などの資源ごみ

紙類、ビン、缶、布類などの資源ごみは、西部リサイクルプラザ及び北部資源選別センターに搬入し、これらの施設において、さらに 12 種類に選別のうえ、リサイクル可能なものはリサイクルルートにのせ、リサイクルできないものは焼却等の処理を行っています。

㊧ 家庭から排出されるペットボトルと容器包装プラスチック

家庭から排出されるペットボトルと容器包装プラスチックは、平成 16 年度(2004 年度)から、民間事業者の廃プラスチック圧縮梱包施設で不適物を取り除いた後、(財)日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者へ引き渡しています。

㊨ 街路樹や公園の樹木から発生するせん定枝

街路樹や公園の樹木から発生するせん定枝は、植木せん定枝リサイクルセンターで破碎した後、リサイクルしています。

イ 課題

容器包装プラスチックの資源化は、容器包装リサイクル法に基づき実施していますが、同法によるリサイクル制度では自治体の役割として、分別収集の実施や小規模事業者の再商品化費用の負担を義務付けていることから、これらに係る費用が自治体にとって大きな負担となっています。

広島市では、平成 16 年度(2004 年度)の処理に当たり、前年度より約 8 億円の負担増となっています。

③ 埋立処分

ア 現状

広島市の「不燃ごみ」の埋立処分は、現在、「玖谷埋立地」と「似島埋立地」の2箇所で行っています。

(7) 玖谷埋立地

玖谷埋立地は平成2年度(1990年度)に、廃棄物容量は180万 m^3 、埋立期間は平成16年度(2004年度)末までの15年間の計画で開設しましたが、その後のごみ排出量の急増に対応するため地元の合意を得て、平成11年度(1999年度)に廃棄物容量を約300万 m^3 に計画変更しました。

一方、玖谷埋立地に続く最終処分場を安佐北区白木町に建設する計画を進めてきましたが、様々な課題により進展していません。

このため、平成16年度(2004年度)に地元の合意を得て玖谷埋立地の埋立期間を平成31年度(2019年度)末まで15年間延伸し、廃棄物容量を350万に増量する計画に変更しました。

表2 玖谷埋立地の廃棄物容量等(地元の合意を得た内容)

施設名称	玖谷埋立地
所在地	安佐北区安佐町筒瀬
総面積	約 53万2,000 m^2
埋立面積	約 14万6,000 m^2
廃棄物容量	約 350万 m^3
残余容量	約 130万 m^3
埋立期間	30年間(平成2年(1990年)4月～平成32年(2020年)3月)

※ 残余容量は、平成15年度(2003年度)末時点の埋立済廃棄物容量を基にした数値である。

(8) 似島埋立地

似島埋立地(廃棄物容量:約4,500 m^3)では、島内で発生した家庭からの不燃ごみの一部を埋立処分しています。

イ 課題

玖谷埋立地の拡張整備計画を進めるとともに、玖谷埋立地に続く新たな最終処分場を整備する必要があります。

2 循環型社会への転換

広島市におけるごみ処理経費（新規施設整備費を除いた経常的な経費）は、平成15年度(2003年度)には年間約126億円、1日当たりに換算すると約3,400万円を要しています。

ごみ排出量が増大すればするほど、より処理能力の大きな施設の整備が必要になり、また、ごみの焼却処理量が増加することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガス^{※1}が増加します。

こうした状況の中、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動から、自然の物質循環を阻害することのない適正な資源投入、製造、流通、販売、消費、廃棄、再生製造といった物質循環の輪を形成する社会経済システムに転換することが求められています。

ごみ処理についても、従来のようにごみの排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考えから、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくし、物質循環の輪を形成するシステムに転換することが求められています。

そのためには、市民一人ひとりが自らの生活を見直し、ごみを出さない、あるいは、ごみを出してもその量を減らす、リサイクルされるように分別して排出するなど、環境に配慮した生活を行うことが重要になっています。

また、ものを生産する事業者は、循環型社会形成推進基本法^{※2}をはじめとした各種リサイクル法による拡大生産者責任^{※3}の考え方のもと、排出者としての責任を果たすシステムを構築していくことが重要になっています。

このように今日のごみ問題は製造過程も含めた社会全体の問題として取り組むべき新たな転換期に来ており、市民、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を果たし、互いに協力しながら、21世紀の循環型社会形成に向けて取り組んでいく必要があります。

※1 二酸化炭素など、地表面から生じる赤外線放射熱を吸収して地表の温度を上昇させるガス。

※2 平成12年(2000年)6月制定、同月施行。形成すべき「循環型社会」の姿を提示し、対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義し、処理の優先順位を①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めている。

また、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にしている。

※3 生産者が、その生産した商品が使用され、廃棄された後においても、当該商品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うということ。

第3章 計画の期間と減量目標

1 計画期間

循環型社会を実現するには、社会経済の枠組みを変える必要があります。そのためには、相当な時間を必要とすることから、10年後を目標年度にするのが適当であると考えられます。

一方、10年後を目標年度にすると、ごみ処理を取り巻く社会環境が大きく変わっている可能性もあり、長すぎるという考えもあります。

そのため計画期間を2期に分け、平成16年度(2004年度)から平成20年度(2008年度)を前期、平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年度)を後期とします。

計画期間		平成16年度(2004年度)～平成25年度(2013年度)
	前期	平成16年度(2004年度)～平成20年度(2008年度)
	後期	平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)

2 減量目標

広島市は循環型社会の実現のため具体的に取り組んでいく施策として、平成16年(2004年)7月に「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言～」を策定しました。

このプログラムを確実に達成するためには「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」においてこれを基本とした具体的施策を講じていかなければなりません。

前期は、基準年度を平成14年度(2002年度)とし、次のとおり3つの目標を設定します。

後期については、前期の目標達成状況を踏まえ、平成20年度(2008年度)頃をめどに新たな目標を設定します。

前期の目標

目標1 ごみ総排出量を減量する目標

～ ライフスタイルの変革により、ごみ総排出量の削減率を20%以上に ～

使い捨ての生活様式が定着しごみ排出量が増加傾向にある中で、ごみを増やさない生活、事業活動を習慣づけることが重要です。

今後、これまでの使い捨てのライフスタイルやビジネススタイルを見直すための意識啓発やごみの減量のための取り組みを効果的に実施することで、目標年度である平成20年度(2008年度)までに、ごみ総排出量を基準年度(平成14年度(2002年度))のごみ総排出量から20%以上減少させます。

目標2 リサイクルを推進する目標

～ 分別の徹底により、リサイクル量を約2倍に ～

ごみをリサイクルするには、まず、徹底的な分別排出を進めることが重要です。

このため、分別徹底の意識啓発や仕組みづくりなどに一層取り組むとともに、現在可燃ごみとして排出されているリサイクル可能な紙ごみを資源ごみとして排出するようにし、また、生ごみや焼却灰等のリサイクルシステムを構築するなどにより、平成20年度(2008年度)までにリサイクルする量を基準年度(平成14年度(2002年度))のリサイクル量より約2倍に増加させます。

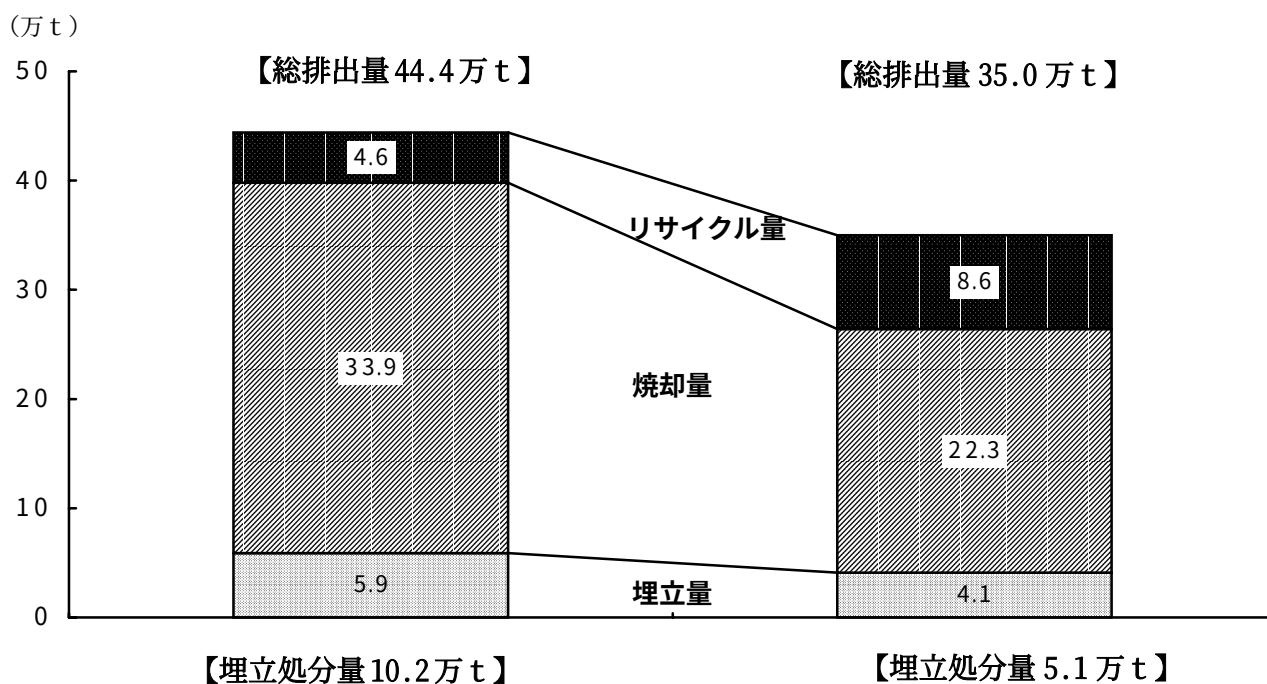
目標3 最終処分量(埋立処分量)を抑制する目標

～ 減量とリサイクルにより、最終処分量を2分の1以下に ～

ごみ総排出量の減量とリサイクルの推進を図ることにより不燃ごみを減少させ、平成20年度(2008年度)までに、最終処分量(埋立処分量)を基準年度(平成14年度(2002年度))の最終処分量の2分の1以下に抑制します。

基準年度
平成 14 年度 (2002 年度)

目標年度
平成 20 年度 (2008 年度)



平成 14 年度 (2002 年度)

区 分	埋立処分量
ごみ (埋立)	5.9 万 t
焼却灰 (埋立)	4.3 万 t
計	10.2 万 t



平成 20 年度 (2008 年度)

区 分		埋立処分量
ごみ (埋立)		4.1 万 t
焼却灰 (2.3 万 t)	セメント化	0.4 万 t
	溶融スラグ化	0.9 万 t
	埋 立	1.0 万 t
計		5.1 万 t

図 4 前期目標達成後の状況

3 ごみの減量目標によるごみ排出量等の見通し

(1) 平成 16 年度(2004 年度)～平成 20 年度(2008 年度)のごみ排出量等の見通し

平成 20 年度(2008 年度)を目標年度とした前記の 3 つの目標が 100%達成するよう、年度別のごみの減量、リサイクル量の目標値を設定し、推計を行いました。

(2) 平成 21 年度(2009 年度)以降のごみ排出量等の見通し

平成 21 年度(2009 年度)以降においてもさらにごみの減量に努めていく必要がありますが、現段階で考えられる施策は全て前期に実施することとしています。

このため、平成 21 年度(2009 年度)以降のごみ排出量等は、平成 20 年度(2008 年度)の前期目標値が達成された状況が維持されるものとししました。

これらにより、平成 16 年度(2004 年度)から平成 25 年度(2013 年度)のごみ排出量等の見通しは、次のとおりになります。

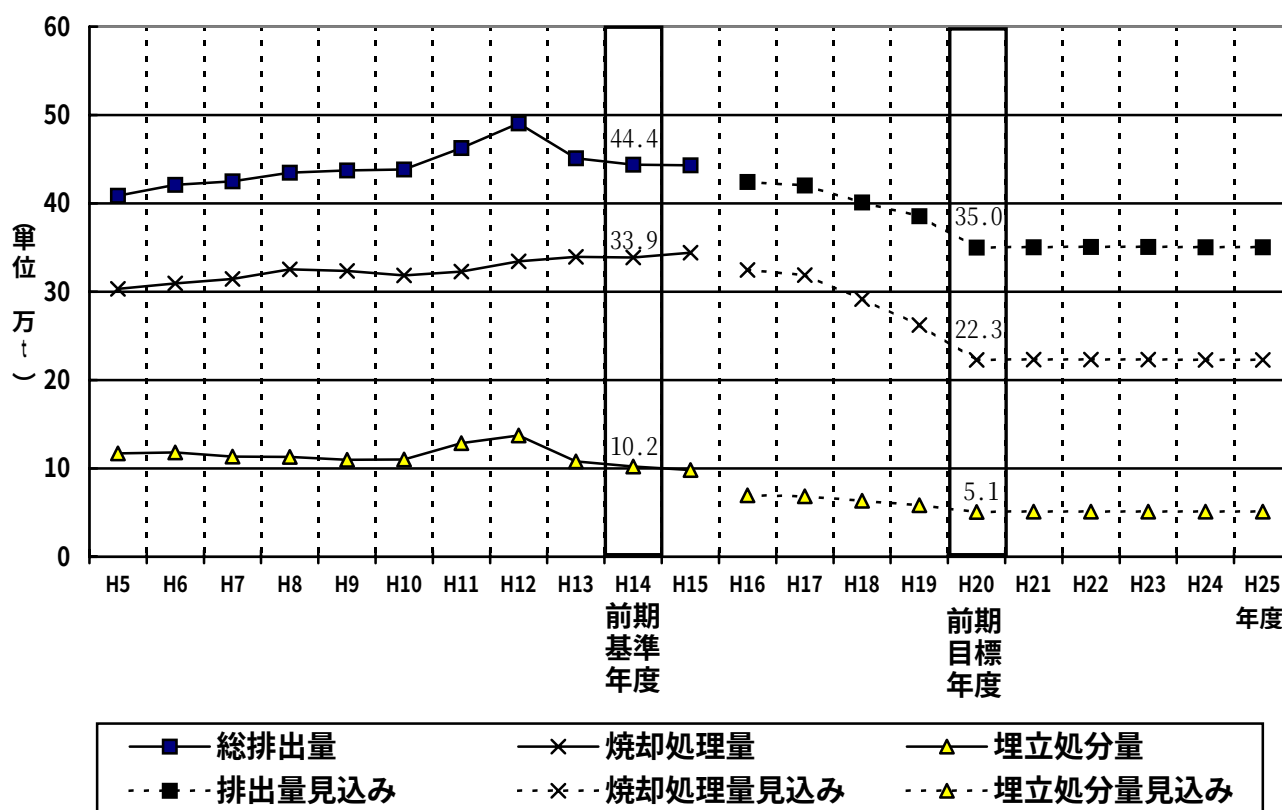


図5 ごみの減量目標によるごみ排出量等の見通し

第4章 循環型社会を構築するための行動計画

1 基本理念：ゼロエミッションシティの実現を目指す都市

人類が20世紀に入って高度に展開させてきた、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、一方で、物質循環の輪を断ち、その健全な循環を阻害するという側面も有しています。このような社会経済システムは私たちが意識するとしないとにかかわらず、その生存基盤たる環境に対して負荷を与え続けてきました。社会経済活動の規模が小さく、環境に与えられる負荷が自然の環境を大きく損なうことがない間は、私たちはその深刻さを真摯に受け止めることができなかったと言えます。

しかし、今やこのような社会経済システムにより加えられる負荷は自然の循環を阻害し、これまでのような社会経済活動の在り方そのものが限界を迎えているのではないかと、との認識が共有されつつあります。

このような考え方により平成4年(1992年)にブラジルで環境と開発に関する国連会議、いわゆる地球サミットが開催され、持続可能な開発のための人類の行動計画“アジェンダ21”が採択されました。

この実現に向けたキーコンセプトが、国際連合大学から提唱された“ゼロエミッション(Zero Emissions)”です。

ゼロエミッションとはその言葉の示すとおり廃棄物(エミッション)をゼロにすることですが、完全に廃棄物をゼロにすることは不可能です。最初の廃棄物を別の有効なものに変えてもこれが次の排出につながり、最後に何らかの廃棄物が残ります。また、その過程で必ずエネルギーも消費します。そのためゼロエミッションは、限りなく廃棄物ゼロを目指す活動を意味します。

広島市が目指すゼロエミッションシティは、市民、事業者、行政の互いの協力により、ごみの発生を極力抑制し、どうしても発生するごみは、経済的、技術的に可能な限り有効に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市です。

ゼロエミッションに向けて広島市は、幼児から高齢者まで高い環境意識をもって、4 R(Refuse(リフューズ)：拒否、Reduce(リデュース)：減量、Reuse(リユース)：再使用、Recycle(リサイクル)：再生利用)を進め、ごみをできるだけ出さず、出るごみは分別を心がけ、リサイクルを進めます。

例えば、家庭では、すぐに不用となるものは買わない、受け取らない、また、詰め替え用商品を利用するなどにより、ごみの発生を減らします。壊れたら修理し、不用となった物をフリーマーケットに出品するなどにより、ごみにならないように何度でも使用します。資源ごみなどは、ルールを守ってきちんと分別して排出し、エコマークなど環境ラベルの付いた再生原料が使われている商品を購入します。

消費者のこのような行動により事業者は、ごみになりにくい商品や長期間使用できる商品の開発、流通を進めることになり、さらに、これまで不用としていたごみを地域で循環させるためのリサイクル産業などが新たに生まれます。

こうして、みんなが互いに協力し合い、将来にわたって健康で安全で快適な生活を営むことができ、環境と調和した都市を創ります。

2 基本理念を目指す将来像

基本理念を実現する将来像として、

- (1) ごみを生み出さない社会システムの構築を目指す都市
- (2) ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減する都市
- (3) 美しく快適に暮らせる都市

の3つの将来像を掲げ、各施策を展開していきます。

(1) ごみを生み出さない社会システムの構築を目指す都市

市民、事業者が、高い環境意識を持ち、ごみの減量に取り組む都市を目指します。

市民の誰もが買い物をするときは、買い物袋を持参し、使い捨て商品の購入を控え、リサイクルしやすい商品や再生原料を使用した商品の積極的な購入を進めます。

事業者は、できるだけごみになりにくく、リサイクルしやすい商品の開発、製造を進めます。

行政は、市民や事業者のごみの減量がスムーズに進むよう、必要な情報提供や啓発、指導等を行います。

(2) ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減する都市

環境に与える影響を考慮し、ごみを、経済的、技術的に可能な限り資源として利用する都市を目指します。

事業者は、商品の製造から販売、使用、廃棄までのすべての段階を含む環境影響評価(ライフサイクルアセスメント)の考え方を取り入れるなどにより、環境への負荷の低減を進めます。

新たなリサイクル産業を創出し、これまで不用としていたごみを、できるだけ循環するシステムに変更するとともに、環境への負荷がかからないよう、適正な処理を行い、埋立処分する量を可能な限り少なくします。

(3) 美しく快適に暮らせる都市

広島に住んでいて良かったと思い、広島に来られる方が美しい都市と感じ、住んでみたいと思うような、ごみのない、美しく清潔な都市を目指します。

3 施策の方向

(1) ごみを生み出さない社会システムの構築を目指す都市

① 情報の共有によるライフスタイル、ビジネススタイルの転換

平成 15 年度(2003 年度)に実施したごみ問題に関する広島市民の意識調査の結果では、若者、男性、サラリーマンのごみ問題に関する意識は低く、ごみの減量、リサイクルに関する行動を全くしない理由としては、「方法は知っているが負担がかかる」「具体的な方法がわからない」という回答が多くなっています。また、8 割の人がごみの分別を正しく行っていると回答しているにもかかわらず可燃ごみの組成分析調査では、プラスチック類などの不適物やリサイクル可能な資源物が多く含まれており、意識と実態が異なることがうかがえます。

これまでごみの減量に関する意識啓発を、ごみ処理施設の負担を軽減する観点から行政が主体となって行ってきましたが、こうした方法では、ごみ問題に関心の薄い人への啓発が行き届かないという課題があります。

今後はごみ問題を、市民、事業者が自らの問題として捉え、行政、環境 N P O^{*1}、消費者団体、地域団体、経済団体等が連携して、ごみの減量の必要性、ごみの減量目標等の情報を市民、事業者に公開し、使い捨てのライフスタイルを見直す気運を全市に広め、市民、事業者の意識がごみの減量やリサイクルへの実際の行動に結びつくように環境意識の向上を図ります。

そのため、市民、事業者に適切な情報を多様な手法により提供し、市民が互いに啓発しあい、情報交換できる体制を整えます。

また、環境教育、環境学習^{*2}は、今後、ライフスタイルを転換させ、持続可能な社会を形成する価値観を養う意味から極めて重要です。これまでの環境教育、環境学習は、学校、公民館等において個別に実施されてきましたが、今後は、学校、地域、家庭が連携を図り、総合的、長期的な視点から実施する必要があります。

したがって、環境教育、環境学習を推進する上での考え方や情報を整理し、ごみ問題、地球温暖化の問題などについて総合的な観点から環境教育、環境学習を

実施することができるリーダー的な人材を育成し、学校、地域、家庭、職場が連携を図りながら、環境教育、環境学習を実践します。

なお、環境教育、環境学習は、単なる知識の習得でなく、体験的な学習を通じて習得できるようにします。

項 目	施 策
環境意識の向上	○ あらゆる機会を通じたごみの減量、リサイクルの必要性の周知 ○ ごみに関する数値（ごみの減量実績、減量効果）やごみ排出実態等の情報提供 ○ エコメイト広島リーダー※³によるごみの減量等の意識啓発の推進 ○ ごみの減量に関する情報交換を通じ相互の意識啓発によるごみの減量等の推進 ○ 環境NPOが主体となって運営するごみの減量やリサイクルに関する啓発拠点(エコセンター)の整備
環境教育、環境学習の推進	○ 学校、地域、家庭が一体となった環境教育、環境学習の展開 ○ フラワーフェスティバル等のイベントでの体験を通じた環境学習の実践 ○ 児童自らの体験による学校給食牛乳パックのリサイクルの実施

※1 NPOは、非営利組織(Non Profit Organization)の略。利益を追求することを主な目的としない自立した活動組織。

※2 人間の活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育。

※3 ごみ問題に関心のある人材で、エコメイト広島リーダーとして養成された人。地域住民に対するごみの減量の意識啓発、情報発信者として活動する。

② 市民、事業者、行政の協力によるごみの減量の推進

ごみの減量、リサイクルを推進するためには、分別の徹底やエコクッキング※¹の実施など個人や家庭の努力によるところも大きいですが、商品を製造、販売する事業者自身により、長期間使用できる商品、リサイクルしやすい商品など、環境に配慮した商品の製造、販売が行われることが重要です。

消費者が環境に配慮した商品を購入することにより、事業者が環境に配慮した商品の製造、販売を促進させることができます。

このためには、行政が環境に配慮した商品の使用を市民に働きかけ、また、製造者、販売者と消費者の連携を図っていく取り組みを強化する必要があります。

現在、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の施行により、商品の製造、流通時だけでなく商品が廃棄された後においても、当該商品の適正なリサイクルや処分について生産者が一定の責任を負うという拡大生産者責任の考え方が広まっており、生産者としてもリサイクルしやすい商品などの開発が求められています。

今後も、ごみの減量のために、製造、販売段階での取り組みを一層推進していきます。

また、地域の中でごみの減量、リサイクルに熱心に取り組む人もいますが、そうでない人やごみ問題に関心はあるが行動に結びつかない人も多く、ごみの減量が進まないという問題を解決するためには、地域、職場、学校等において、市民が互いに啓発し合い、ごみの減量、リサイクルの取り組みを拡大することが必要です。

そのため、環境NPOや公衆衛生推進協議会、町内会等の地域団体が中心となり、地域におけるごみの減量、リサイクルの行動規範づくりを進め、地域、職場、学校等において互いに啓発しあい、実際のごみの減量、リサイクル行動に結び付けていく活動を推進していきます。

項 目	施 策
拡大生産者責任の徹底	○ 環境に配慮した商品を購入し、使い捨てでなく循環型の生活様式を選択する消費者による、ごみにならない、リサイクルしやすい商品の製造、販売の誘導 ○ 拡大生産者責任の考え方が徹底するよう、容器包装リサイクル法等の法律改正を要望
ライフスタイルの変革に向けた取り組みの推進	○ スーパーマーケット等での食品トレイ等の店頭回収の促進 ○ 日々の買い物をする時に、環境のことを考えながら、商品や商店を選ぶ人の育成 ○ スーパーマーケット等の協力によるレジ袋の有料化等の実施 ○ スーパーマーケット等の協力による不用な食品トレイ類を廃止するためのばら売り、量り売りの推進 ○ 百貨店等の協力による包装類有料化の実施、簡易包装の推進 ○ 新聞販売店の協力による新聞折込広告の購読者選択制度の実施
地域、職場等におけるごみの減量等のための活動の推進	○ 町内会等をモデル地域としたごみの減量、リサイクルの実践 ○ 地域の推進体制づくりとしての公衆衛生推進協議会などによる地域の見守り体制等の強化 ○ ポスター等の掲示によるごみの減量、リサイクルの意識啓発や繰り返し使用できる飲料容器によるデポジット制度※²の導入によるスポーツ施設、文化施設等のごみゼロ化の推進

※ 1 台所から出る野菜くず、残りものに一工夫した調理をするなど、環境への負担を少なくする工夫を凝らし、調理をすること。

※ 2 商品本来の価格に容器の預かり金を上乗せして販売し、使用後に容器を所定の場所に戻したときに預かり金を返却する制度で、例えば、ビール瓶においてデポジット制度が導入されている。

③ 市民、事業者の自主的な活動の支援

行政が一方的に、市民、事業者にごみ減量、リサイクルの協力を求めるだけでは、十分な効果をあげることはできません。

市民、事業者が、日常生活、事業活動の中で、ごみの減量、リサイクルの取り組みを効果的に行うには、環境NPOや地域団体などが市民と事業者のコーディネート役となり、相互に、それぞれの問題意識や状況を認識し合い、ごみの減量、リサイクルの取り組みの成果を共有しあえる財産に高め、広く提供することが必要です。

このため、市民と事業者のコーディネート役を果たす環境NPOや地域団体などが自主的かつ積極的に活動する環境を整え、多くの市民、事業者がごみの減量、リサイクル活動に参加することを促進します。

項 目	施 策
市民、事業者の自主的な活動の支援	○ 市民、環境NPO、事業者等へのごみ情報の提供や活動状況などのごみ情報発信機能の充実 ○ 市民、環境NPO、事業者等による相互の意見交換やネットワーク化による活動の活性化の促進 ○ 市民、環境NPO等の活動の支援方策の検討 ○ 家庭用生ごみ処理機器の普及や公民館活動などによるごみの減量、リサイクル活動の支援

(2) ごみを資源として循環使用し、環境への負荷を低減する都市

① ごみ排出、収集システム等の再構築

平成 16 年度(2004 年度)から埋立処分量を削減し、最終処分場の延命化を図るために、容器包装プラスチックのリサイクルを開始しました。これにより、家庭ごみの 6 種類分別収集を 8 種類分別収集に変更し、これまでの「燃やせないごみ」は「リサイクルプラ」「その他プラ」「不燃ごみ」の 3 種類の分別に変更しました。

家庭ごみの分別の種類を増やした結果、平成 16 年度(2004 年度)の家庭ごみの排出量は、対前年度比で約 5 % 減少しています。

このようにごみの減量は、日々の分別活動を通じた意識向上で可能となるため、今後も家庭ごみ 8 種類分別の徹底を推進していきます。

また、ごみ非常事態宣言から 30 年が経過し、市民の生活様式や排出するごみ質等も変化しており、広島市のごみ処理施設の整備状況、収集コストや市民の負担、他都市の状況等を踏まえ、家庭ごみの分別徹底のため排出袋を見直すなど、ごみ収集システムなどのルールを再構築します。

さらに、現在、事業ごみの処分手数料は、焼却施設等へ事業ごみが搬入される際、処理施設への搬入者（収集運搬業者や排出事業者）から徴収しており、排出事業者のごみ発生抑制の意識が働きにくい状況にあります。そのため、排出者責任※を再認識していただくため、排出事業者から直接ごみ処分手数料を徴収する仕組みを導入し、また、分別徹底のため、透明、半透明の指定袋制度を導入します。

項 目	施 策
ごみ排出、収集システム等の再構築	○ 家庭ごみ 8 種類分別の徹底の推進 ○ ごみの分別徹底のため、家庭ごみ排出袋の見直し ○ 事業ごみの排出者責任の徹底のため、ごみ処分手数料を排出事業者から直接徴収する仕組みとごみの分別徹底のため、透明、半透明の有料指定袋制度の導入 ○ 適正処理困難物の事業者引取り、処理ルールの確立

※ 廃棄物を排出する者がその適正な処理やリサイクルに関する責任を負うべきであるという考え方。

② リサイクルの推進

ゼロエミッションシティを実現するためには、ライフスタイル、ビジネススタイルを変革することにより、ごみの発生、排出を抑制し、ごみを資源として有効利用する資源循環の輪を成立させることが重要です。

平成 15 年度(2003 年度)に実施した可燃ごみの組成分析調査では、家庭ごみの中に資源として有効利用できる紙類が約 12%、減量可能な食品類が約 18%、事業系可燃ごみの中に、減量可能な紙類が約 30%、食品類が約 14%含まれていました。

紙類のリサイクルのために、家庭系紙ごみはリサイクルできる大きさの周知、事業系紙ごみは焼却施設への搬入規制を実施していきます。

また、リサイクルを推進するために、大規模事業者への訪問指導や事業系一般廃棄物のリサイクルガイドラインによる意識啓発を進めていきます。

このほかに、容器包装プラスチックリサイクルの推進やせん定枝のリサイクルを進めていきます。

さらに、地球環境の保全や最終処分量の削減の観点から、現在、焼却施設や最終処分場で処分されているごみを有効な資源として利用するため、産学官の連携により環境関連産業の振興を図りながら、新たなリサイクルシステムを構築し、リサイクルを進めていく必要があります。

新たなリサイクルシステムを構築し有効な資源として利用する対象物として、生ごみ（廃食用油を含む）、事業系廃プラスチック、焼却灰、溶融スラグ※¹などがあげられます。

生ごみについては、生ごみ処理プラントによるメタンガス発酵や堆肥化などが考えられ、生ごみのリサイクルについて研究を進めます。

また、現在、埋立処分されている事業系廃プラスチックは、資源として有効利用するため、熱回収（サーマルリサイクル）により熱エネルギーとして利用します。

焼却灰は、セメント原料化を進め、溶融スラグは、平成 17 年度(2005 年度)に土木資材として利用する場合の J I S 規格の制定が予定されており、道路用路盤材やコンクリート用細骨材など、公共工事への利用拡大を図ります。

項 目	施 策
家庭ごみリサイクルの推進	○ リサイクルできる紙ごみの大きさ、種類の周知による家庭系紙ごみリサイクルの推進 ○ 容器包装プラスチックリサイクルの推進 ○ 家庭系生ごみリサイクルの研究
事業ごみリサイクルの推進	○ リサイクル可能な事業系紙ごみの焼却施設への搬入規制措置の徹底 ○ 大規模事業所への訪問指導、事業系一般廃棄物のリサイクルガイドラインによる意識啓発の推進 ○ せん定枝の焼却施設等での集積、転送によるリサイクルの推進 ○ 事業系生ごみリサイクルの研究
エネルギー利用の推進	○ ごみの燃焼エネルギーを利用した発電等の推進 ○ ごみ収集車を利用したバイオディーゼル燃料^{※2}の普及啓発
焼却残渣のリサイクルの推進	○ 焼却灰、溶融スラグのリサイクルの推進
再生品の普及促進	○ グリーン購入^{※3}の推進

※1 焼却灰等の廃棄物を概ね 1200℃以上の高温条件下で加熱し、無機物を溶融した後にできるガラス質の固形物。

※2 家庭等から集めた廃食用油を加工、精製してディーゼルエンジンの燃料とすること。

※3 環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを購入すること。

③ 中間処理施設の管理と整備

ア 焼却施設

焼却施設では、事業ごみの抜き取り検査による搬入規制物の排除を行い、適正な運転管理を行います。

また、ダイオキシン類の発生抑制など環境保全対策に万全を期します。

将来的な施設配置は3工場体制とし、施設規模は、将来的なごみ排出量に対応した規模とします。

資源の循環利用を図るため、焼却時に発生する多量の熱エネルギーを温水、蒸気、電力として利用する熱回収(サーマルリサイクル)をさらに推進します。

また、焼却残渣の安定化、無害化と減容化のために灰溶融設備を導入し、リサイクルの推進や埋立地の有効利用を図ります。

イ 資源ごみ選別施設等

大型ごみ破碎処理施設には、最大時で1日千数百台の自家用車により、家庭から排出された大型ごみが自己搬入されています。このような自己搬入車両の増加に伴い、大型ごみの搬入方法の変更等を検討します。

なお、資源ごみ選別施設等は、資源の循環利用のために処理能力が不足することがないように、適切に対処します。

項 目	施 策
適正搬入の推進	○ 焼却施設での事業ごみの抜き取り検査による搬入規制物の排除
環境保全対策の充実	○ 焼却施設でのダイオキシン類の発生抑制などの強化
災害時等の対応	○ 災害時等に対応した施設規模の確保と広域的連携
焼却施設の整備	○ 老朽施設の更新計画の策定 ○ 適正な施設配置、施設規模の確保 ○ ごみの燃焼エネルギーを利用した発電等の推進 ○ 灰溶融設備の導入
大型ごみ破碎処理施設	○ 搬入方法変更の検討

④ 最終処分場の管理と整備

貴重な資源である最終処分場を有効に活用するため、ごみの減量、リサイクルを行ってもなお残る焼却残渣等を埋立処分するために、適正な搬入管理を行い、有効に活用していきます。

また、飛散防止対策や環境調査の実施により、施設の周辺環境の保全を行います。

最終処分場の整備は、計画段階から埋立を開始するまで、環境影響評価などの手続きにより長期間を要することから、計画的な整備を進めていく必要があります。そのため、長期的視点に立った新たな最終処分場の整備計画を策定し、また、市民にその必要性や環境対策について十分説明し、理解を得ながら、最終処分場の安定的な確保を行います。

項 目	施 策
適正搬入の推進	○ 事業ごみの抜き取り検査による搬入規制物の排除
環境保全対策の充実	○ 埋立地での飛散防止対策、環境調査の実施
災害時等の対応	○ 災害時等に対応した施設規模の確保と広域的連携
最終処分場の整備	○ 最終処分場の安定的な確保

⑤ ごみ処理コスト負担の適正化

事業ごみは、排出事業者の自己処理が原則ですが、自己処理できない場合、広島市はごみ処分手数料を徴収し、焼却施設等に受け入れています。

現在のごみ処分手数料の金額は、平成9年度(1997年度)には、ごみ処理原価の約6割を回収していましたが、平成15年度(2003年度)の試算では、回収割合は約5割となっています。今後、受益者負担の考え方を整理し、ごみ処分手数料の改定について検討します。

また、ごみ処分手数料は、焼却施設等へ事業ごみが搬入される際、処理施設への搬入者(収集運搬業者や排出事業者)から徴収するシステムとなっています。今後、排出者責任を明確にし、手数料の改定がごみの発生抑制となるよう、徴収方法を排出事業者から直接徴収するシステムに変更します。

家庭ごみの処理は、地域の生活環境の保全や公衆衛生の確保という観点から税負担により無料で行ってきました。

かつては、ごみ排出量やごみ質は各世帯間に大差ない状況でしたが、高度経済成長期以降の社会経済情勢の大きな変化により、各世帯からの排出量やごみ質は大きく異なっています。

このため、ごみ処理に要する経費を一律に税金で賄うことに対して、疑問を持つ人がいます。

さらに、事業ごみについては排出量に応じた有料化を実施しており、家庭ごみが無料で処理されていることに不公平感を持つ人もいます。

こうした疑問や不公平感をなくすためには、受益者負担の考え方により、家庭ごみについても排出量に応じた費用負担を行うことにより、費用負担の適正化と公平性を確保するという方法も考えられます。

ごみ発生抑制の経済的動機付けとして、家庭ごみの有料化が多くの自治体で導入されており、ごみの発生抑制に一定の効果をあげています。

今後も、ごみの減量とリサイクルに協力していただくため、ごみの減量意識が働きやすい仕組みについて調査、検討していきます。

項 目	施 策
事業ごみ	○ 事業ごみ処分手数料改定の検討
家庭ごみ	○ 家庭ごみ有料化の調査、検討

(3) 美しく快適に暮らせる都市

都市環境の保全と美化による快適な環境の創造は、国際平和文化都市にふさわしい豊かで質の高いまちづくりにおける重要な要素です。従来から実施している散乱ごみ追放キャンペーン等に加え、ばい捨て等の防止に関する条例に基づく巡回による指導、啓発により、市民の環境意識の向上を図ります。

また、「クリーンアップチームひろしま」による清掃、啓発を継続して実施するとともに、クリーンボランティア支援事業や市民団体等に清掃用具を提供し、道路等公共の場での継続的な清掃活動等を行っていただく「まちの美化に関する里親制度」などの清掃活動を推進していきます。

さらに、不法投棄多発地域の監視の強化、広島市不法投棄防止連絡協議会の運営、不法投棄防止キャンペーンの開催などにより、不法投棄防止対策を推進していきます。

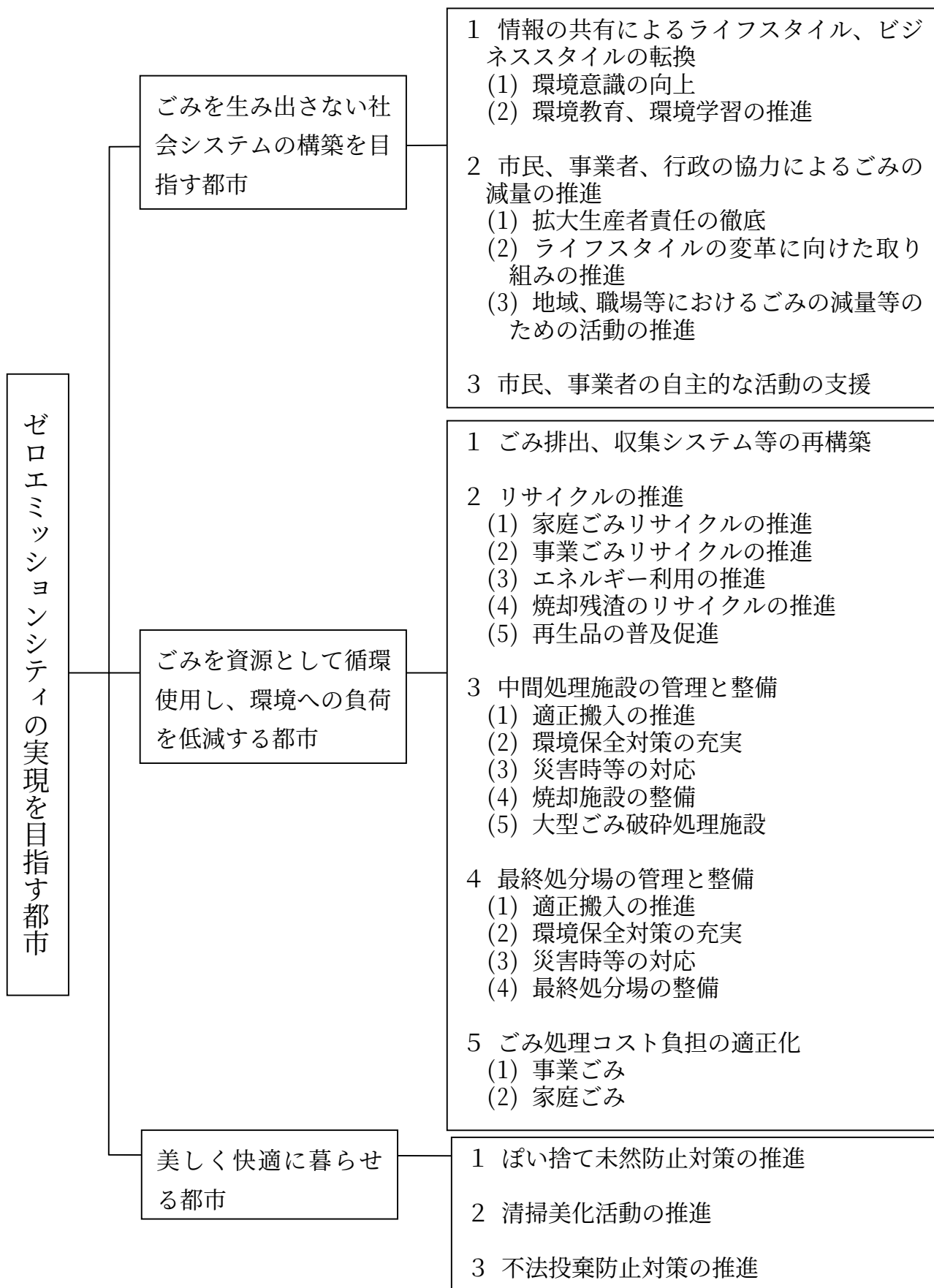
項 目	施 策
ばい捨て未然防止対策の推進	○ ばい捨て等の防止に関する条例に基づく巡回による指導、啓発の実施 ○ 各種団体によるばい捨て防止の啓発の推進
清掃美化活動の推進	○ クリーンアップチームひろしまによる清掃、啓発の推進 ○ クリーンボランティア支援事業の推進 ○ まちの美化に関する里親制度の推進
不法投棄防止対策の推進	○ 不法投棄多発地域の監視の強化 ○ 広島市不法投棄防止連絡協議会の運営 ○ 不法投棄防止キャンペーンの開催

4 施策体系

〔基本
理念〕

(将 来 像)

(施 策)



第5章 長期計画によるごみ処理

1 焼却施設の配置計画

現在、焼却施設は5施設あり、市全体の公称処理能力は1,435 t /日、施設の配置状況は、図6のとおりです。

これらの焼却施設の整備にあたっては、地域住民の意見や要望を聞き、理解と協力を得ながら進めてきました。また、環境への影響を抑制するため、環境影響評価を実施し、ダイオキシン類の発生抑制など高度な排ガス処理技術の導入により、環境保全対策に万全を期してきました。

今後も焼却施設の整備にあたっては、これまでと同様に、地域住民の意見や要望を聞き理解と協力を得ながら、また、環境保全対策に万全を期して進めます。

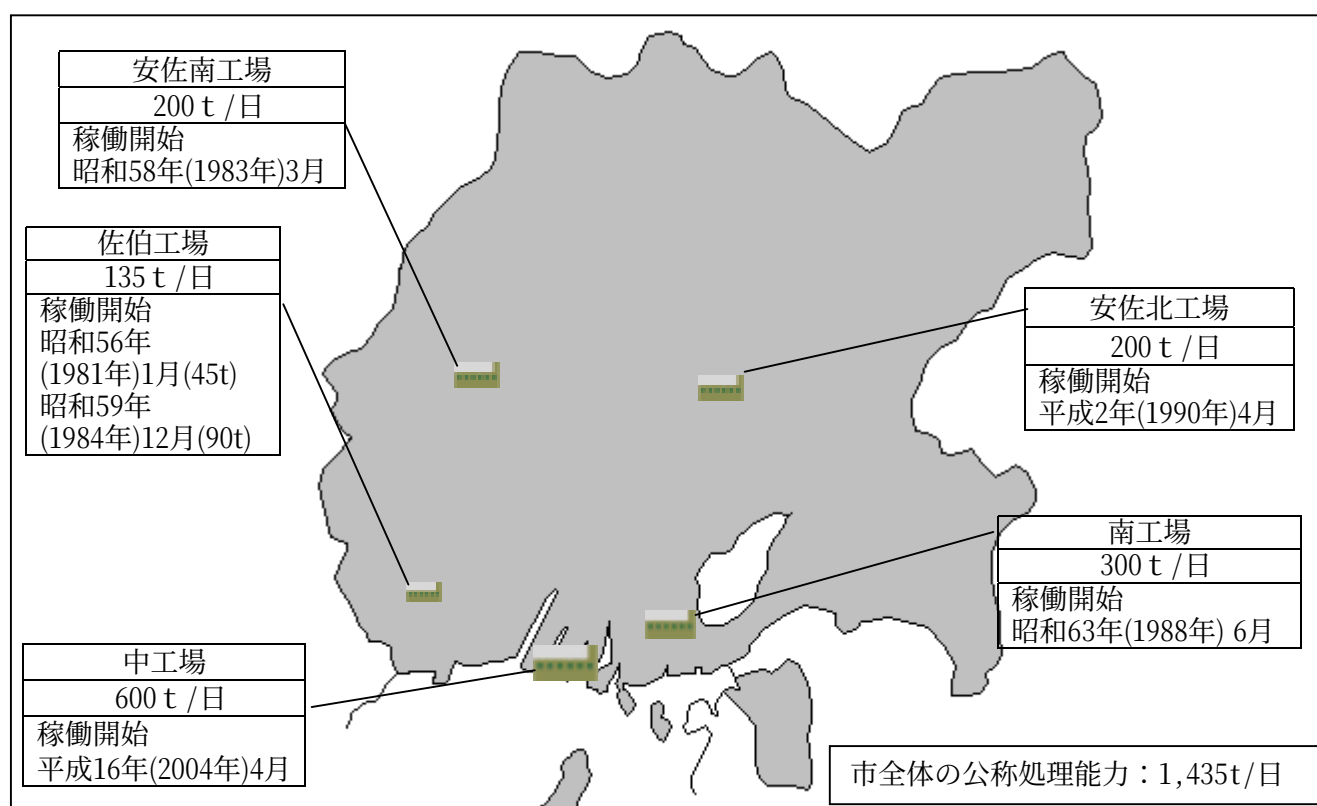


図6 現行の施設配置状況

<将来構想>

平成 12 年度(2000 年度)時点での将来構想では、市全体の施設規模を公称処理能力で 1,800 t /日と計画していました。

今後は、市民、事業者、行政が一体となつての取り組みによる可燃ごみ排出量の削減、埋立地の負担軽減のために事業系廃プラスチックの熱回収(サーマルリサイクル)の実施、安定的な焼却体制の維持や施設更新などを考慮し、市全体の公称処理能力を 1,300 t /日に変更します。

国は、最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類の排出削減に対応するためごみ処理の広域化が必要であり、焼却施設は、熱回収(サーマルリサイクル)推進の観点から公称処理能力 300 t /日以上施設の設置が望ましいとしています。

このため、経済性、ダイオキシン類の発生抑制、ごみ発電等の余熱の積極利用、ごみ収集、運搬効率、危機管理などを総合的に考慮し、市域を 3 地区(中部地区、北西部地区、南東部地区)に区分し、各地区に焼却施設を整備します。

<新安佐南工場の整備>

北西部地区では、安佐南工場、安佐北工場及び佐伯工場の 3 工場が稼働しています。

安佐南工場及び佐伯工場は耐用年数の目安である稼働期間 25 年が間近に迫り、安佐北工場も約 10 年後にはその時期を迎えます。

このため、北西部地区から排出されるごみの収集・運搬効率などを考慮し、ダイオキシン類の発生抑制やごみ発電など余熱の積極利用が図れるよう、北西部地区の 3 工場の機能を集約した施設として、安佐南工場を新しく建替えます。

また、新安佐南工場は埋立地の負担軽減のため、事業系廃プラスチックの熱回収(サーマルリサイクル)が可能な施設とします。

新安佐南工場の 1 日当たりの焼却処理量は、処理区域の可燃ごみ排出量、熱回収(サーマルリサイクル)する事業系廃プラスチック量から、実処理能力 284 t (公称処理能力に換算すると 386 t)が必要になるため、施設規模は、公称処理能力 400 t /日とします。

<新工場の整備>

新安佐南工場整備後には、南東部地区にある南工場が更新時期を迎えます。

このため、新安佐南工場に続く新規工場として、南東部地区へ新工場を整備します。

現段階での新工場の公称処理能力は 300 t /日になりますが、処理区域のごみ排出量の推移を見極め、施設規模や整備場所などを決定します。

なお、将来構想での施設配置は、図7のとおりとなります。

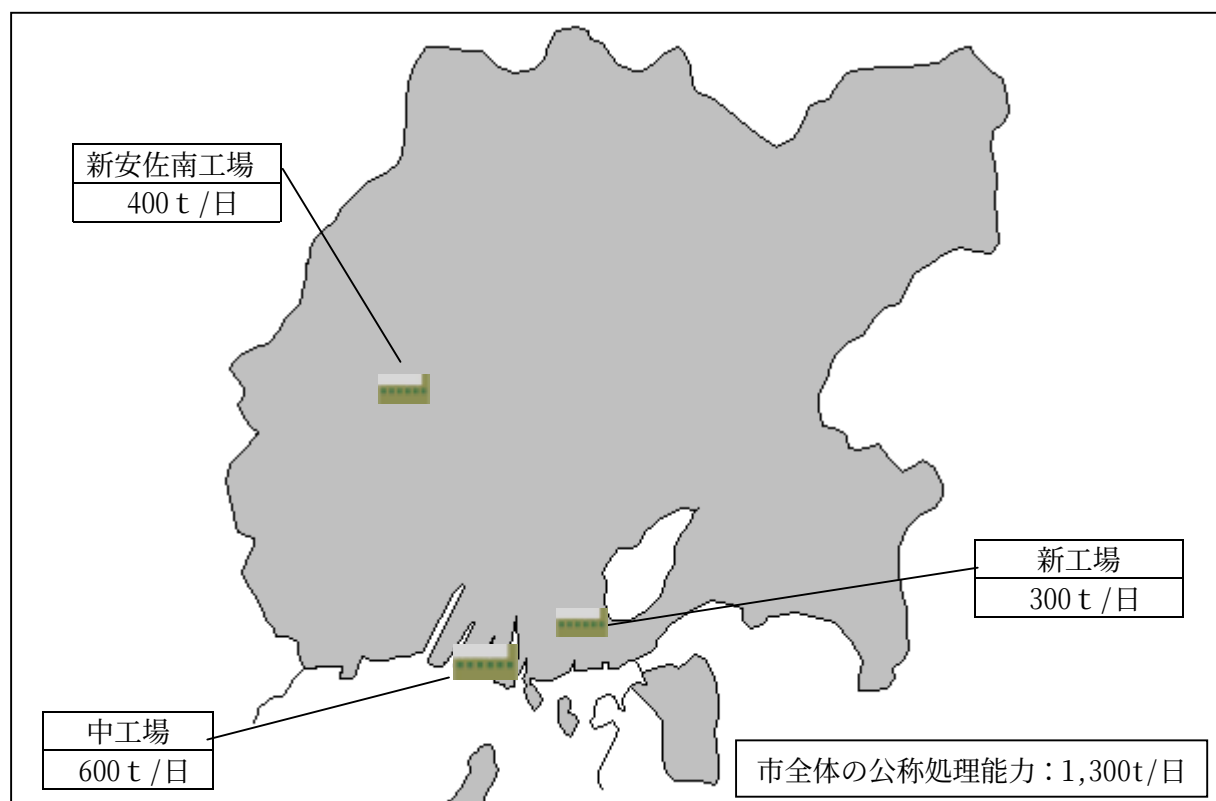


図7 将来構想での施設配置計画

表3 将来構想での処理区域

区 分	処 理 区 域
中部地区（中工場）	主に中区、東区及び西区
北 西 部 地 区	主に安佐南区、安佐北区及び佐伯区
南 東 部 地 区	主に南区及び安芸区

2 最終処分場の整備計画

玖谷埋立地の拡張整備計画を進めるとともに、玖谷埋立地に続く新たな最終処分場の確保に取り組みます。

(参 考)

ご み 処 理 施 設 一 覧

(平成 17 年(2005 年) 3 月現在)

1 焼却施設

区 分		中工場	南工場	安佐南工場	安佐北工場	佐伯工場
所 在 地		中区 南吉島一丁目	南区 東雲三丁目	安佐南区 沼田町伴	安佐北区 可部町中島	佐伯区 五日市町石内
公称処理能力		600 t / 日	300 t / 日	200 t / 日	200 t / 日	135 t / 日
実処理能力		442 t / 日	221t/日	147 t / 日	147 t / 日	99 t / 日
稼働時期		平成 16 年 (2004 年) 4 月	昭和 63 年 (1988 年) 6 月	昭和 58 年 (1983 年) 3 月	平成 2 年 (1990 年) 4 月	昭和 56 年 (1981 年) 1 月
灰溶融設備		有り	なし	なし	なし	なし
余熱利用	発電能力	15,200kw	1,400kw	500kw	1,100kw	—
	電力利用	場内、環境事業 所、売電	場内、環境事業 所、プール、売 電等	場内	場内、環境事業 所	—
	給湯等	場内、環境事業 所の給湯、冷暖 房	場内、環境事業 所の給湯、冷暖 房	場内の 給湯、暖房	場内の 給湯、冷暖房	場内の 給湯、暖房
	温水供給	屋内プール等	屋内プール	—	—	—

※ 実処理能力 = (公称処理能力) × 280/365 (年間稼働日数割合) × 0.96 (平均稼働率)
= (公称処理能力) × 73.6%

2 資源ごみ選別施設

施 設 名	所 在 地	稼働時期	処理能力
西部リサイクルプラザ	西区商工センター七丁目	平成 9 年(1997 年) 1 月	90 t / 7 h
北部資源選別センター	安佐北区安佐町筒瀬	平成 2 年(1990 年) 4 月	50 t / 7 h

3 大型ごみ破碎処理施設

施 設 名	所 在 地	稼働時期	処理能力
安佐南工場 大型ごみ破碎処理施設	安佐南区沼田町伴	平成 4 年 (1992 年) 4 月	100 t / 5 h

4 植木せん定枝再生処理施設

施 設 名	所 在 地	稼働時期	処理能力
植木せん定枝 リサイクルセンター	安佐北区安佐町筒瀬	平成 11 年(1999 年)4 月	25 t / 5 h

5 ペットボトル選別施設

施設名	所在地	稼働時期	処理能力
ペットボトル選別施設	西区商工センター七丁目	平成10年(1998年)4月	4.6 t / 7 h

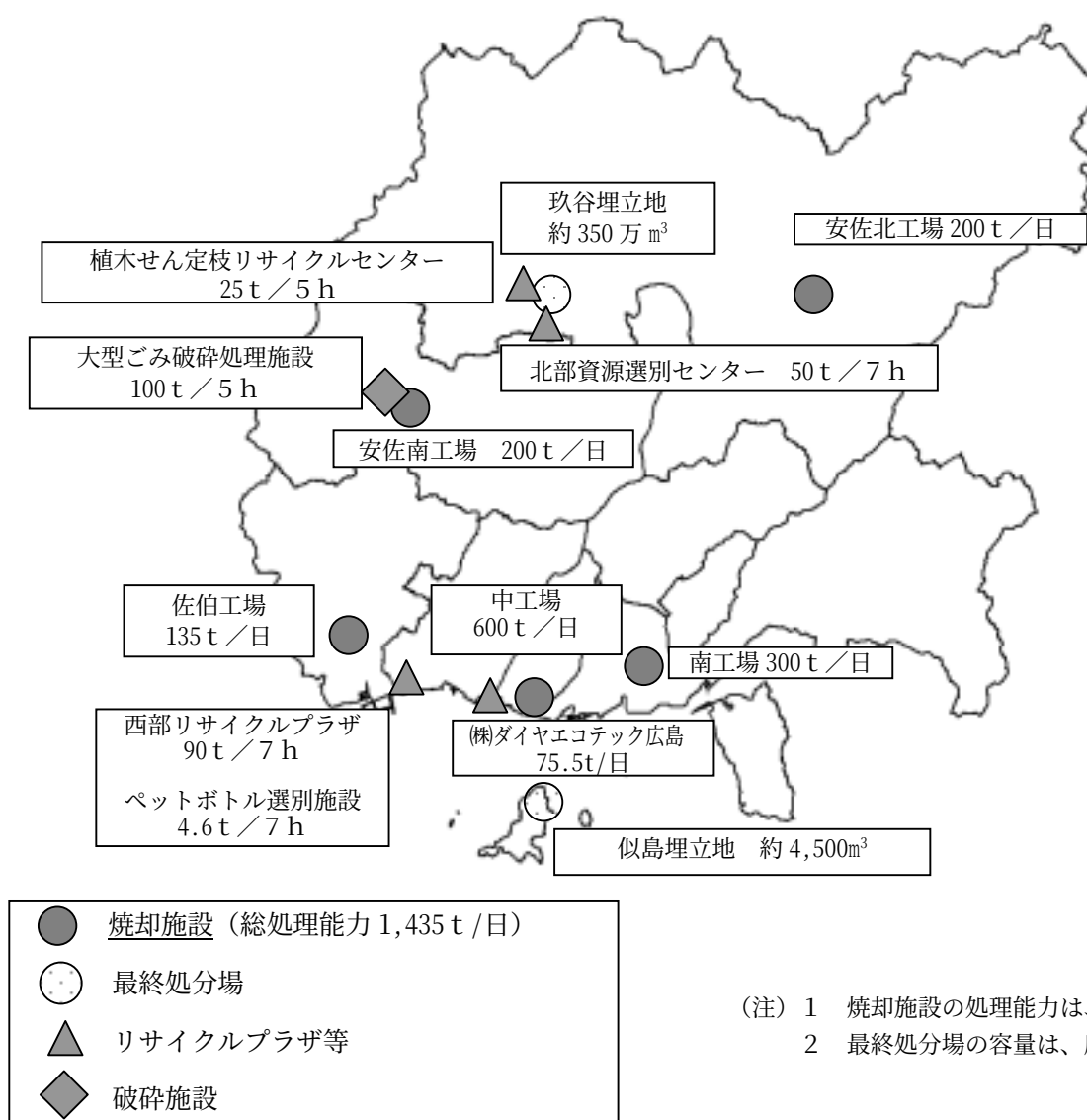
6 容器包装プラスチック等選別施設

施設名	所在地	稼働時期	処理能力	設置者
廃プラスチック圧縮梱包施設	中区江波沖町	平成16年(2004年)4月	75.5 t / 日	(株)ダイヤエコテック広島

7 最終処分場

施設名	所在地	稼働時期	廃棄物埋立容量
玖谷埋立地	安佐北区安佐町筒瀬	平成2年(1990年)4月	約350万 ³ m
似島埋立地	南区似島町	平成5年(1993年)4月	約4,500 ³ m

※ 焼却施設の焼却灰は、(財)広島県環境保全公社の吉見園沖埋立地、ダイユウ技研土木(株)の下黒島処分場で処分している。



(注) 1 焼却施設の処理能力は、公称処理能力
2 最終処分場の容量は、廃棄物埋立容量

登 録 番 号	広 10－2005－81
名 称	広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
主管課及び 所 在 地	広島市環境局環境政策課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話（082）504－2505
発行年月日	平成17年6月